

「生徒とのメール・SNS等の使用に係る校内ルール」

県立正徳館高等学校

- 1 教職員と生徒の間でメール・SNS等を使用する場合は、教育活動（部活動・行事指導等）で、関係生徒全員に関わる場合に限ることとし、個人的な指導や私的なやりとりは一切行わない。
- 2 教育活動で関係生徒全員に関わる場合であっても、保護者から誤解を受けることのないように努めるとともに、その内容については、複数の教職員がチェックできるようにし、情報の共有化と透明化に努める。
- 3 教職員は、事前にメールアドレス等を把握する生徒の範囲と使用目的を、管理職に届けることとする。
- 4 教職員は、生徒からメール・SNS等で相談があった場合、管理職に報告した上で、組織的に対応するようにする。
- 5 緊急の連絡を必要とする場合、生徒の安全・人命等に影響を及ぼす場合、早急に生徒の居場所等を特定する必要がある場合は、この限りではない。

（附則） この校内ルールは、令和3年11月1日より実施する。